

令和5年1月25日

令和4年度第10回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年1月25日（水）

午後1時30分開会～午後2時45分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第60号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第62号 非農地証明願について

議案第63号 空き家に付属した農地の別段の面積及び区域の指定解除について

議案第64号 大崎市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 営農支援に関する要望について

5. 出席委員(23名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横 山 藏 人 委員

12番 渋 谷 裕 子 委員

13番 高橋 英理子 委員
15番 下山 信行 委員
17番 菅原 まり子 委員
19番 中條 泰洋 委員
21番 小野寺 正晃 委員
23番 佐々木 渉 委員
26番 佐々木 政直 委員

14番 佐々木 俊通 委員
16番 只埜 和臣 委員
18番 高橋 順子 委員
20番 菅原 清一 委員
22番 鈴木 至 委員
25番 熊谷 安正 委員

6. 欠席委員(2名)

11番 中鉢 守 委員

24番 齋藤 浩義 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 千葉 晃一
事務局長補佐 真田 賢一
主事 勝又 朝美
主査 堀越 拓磨
主幹兼係長 大沼 淳子
主事 大森 彬

事務局次長 藤本 将寛
主事 平山 泰揮
再任主査 門間 道浩
事務所長 佐々木 賢
主事 千葉 悠太

午後1時30分開会

事務局(真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和4年度第10回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(真田賢一事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定に

より、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、11番中鉢守委員、24番齋藤浩義委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第10回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。10番横山藏人委員、12番渋谷裕子委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

なお、本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（門間道浩再任主査）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。14番委員。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。報告 4 について質問させていただきます。昨年 11 月の総会で審議した案件だと記憶しておりますが、その後すぐに転用許可申請が取下げとなった経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（平山泰揮主事）

ご説明させていただきます。こちらの土地は、昭和 50 年頃に譲渡人の父が、自身の営む電気工事業の営業所と居宅を建築する目的で転用許可を受けておりましたが、事業計画どおり遂行しないままお亡くなりになり、令和 4 年 11 月に計画変更と併せて、別の方が居宅を新築する計画で 5 条申請に至りました。総会で審議の結果、意見相当となりましたが、その後宮城県の担当者より、駐車場として使用され違反転用状態であるため、追認許可手続きを得ないまま別目的の転用申請は、不許可か申請取下げを行う案件になると指導があり、取下げをしていただくこととなりました。委任されている行政書士も、昨年まで駐車場として使用されていた事実は知らされていなかったとのことで、宮城県の担当者と協議の上、今回違反転用の追認許可手続きとして、議案第 58 号番号 18 番の 4 条申請をあげていただきました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14 番委員、よろしいですか。

14 番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 57 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 295 番から 312 番までの 18 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 57 号番号 295 番から 312 番までの 18 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（下山信行委員）

15 番です。番号 306 番についてお伺いいたします。耕作面積がだいぶ広く、譲受人の所在は遠方のようなのですが、何を作付けされるのかご存知でしょうか。また、今回の申請地以外にも周辺で耕作されている土地があるのかを教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

作付けするものは牧草で、耕作地は大崎市では申請地が初めてとなります。また、石巻市で耕作を行っており、石巻市の認定農業者となっております。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員、よろしいですか。

15 番（下山信行委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 57 号番号 295 番から 312 番までの 18 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 57 号番号 295 番から 312 番までの 18 案件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 58 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定

について、番号18番から20番までの3か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日1月24日火曜日午前9時より、17番委員、20番委員、21番委員、22番委員、23番委員、1番委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので、調査報告いたします。番号18番と19番を21番委員、報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号18番を報告します。転用目的は、賃貸駐車場20台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、西側が水路を挟んで県道、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、砂利が既に敷かれており、駐車場として利用した形跡がございました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理となり、オーバーフローした場合は、西側にある既存の水路に排水するとのことで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号19番を報告します。転用目的は、アパート2棟10戸分、駐車場15台分、駐輪場を設置するものです。申請地周辺の状況は、農地と宅地に囲まれており、東側が田、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、一部に水稻が作付けされ、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理となり、オーバーフローした場合は側溝を利用して集水後、南側の水路に排水し、生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、アスファルト舗装し、敷地外周にコンクリートブロックを設置する予定とのことです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号20番を20番委員，報告をお願いします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号20番を報告します。転用目的は，土地区画整理事業の保留地処分を行うものです。申請地周辺の状況は，宅地と堤防に囲まれている場所で，東側と南側が宅地，西側が国道，北側が河川でございました。申請地の管理状況は，土地区画整理事業の工事が行われておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は側溝が整備されているため，問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第58号番号18番から20番までの3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号18番について質問いたします。報告4の申請地ですが，砂利が敷かれ駐車場として利用していたと報告がありましたが，その経緯がわかれば教えていただきたいです。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（平山泰揮主事）

先程の説明と重複しますが，昨年まで駐車場として利用し，県の担当者からのご指摘で違反転用であることに気づいたそうです。県の担当者から，既に違反転用行為が行われているため，別の目的での転用申請は許可できるものではないとのことで，今回取下げをしていただきました。違反転用されている駐車場の取得のためには，まず4条申請をあげるよう県の担当者から指導がありましたので，このような申請に至っております。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

農地を駐車場として使用されていたということは無断転用であるため、申請者から始末書の提出を求めてよいと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま14番委員から、始末書の提出を求めてはどうか、というご意見がございました。番号18番に関連して、その他ご意見ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

14番委員から始末書の提出を求めるというご意見でございますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号20番について質問いたします。昨年の利用状況調査の時にこの申請地は、重機の出入りがありましたが、その経緯がわかれば教えていただきたいです。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

土地区画整理事業について、簡単に説明させていただきます。本日お配りの資料をご覧くださいなのですが、土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業となっております。

上の図の不成形な土地を、下の図のように整備するため、区域内の地権者が土地を出し合い道路や公園などの公共用地に充てるほか、売却して事業費の一部に充てる保留地を定めます。事業を進めるにあたり、地権者で組合を設立し、事業計画に対し、市の関係部署との協議後に事業認可され、始まった事業となります。

本市におけるこれまでの事例を挙げますと、古川の穂波地区や鹿島台の巳待田地区でも同様の事業で整備しております。

農業委員会としては、転用にかかる部分もあるため、事業区域が都市計画区域内の第3種農地で、転用許可できる地域であるということを書類で確認させていただいております。

今回はこの保留地についての申請で、この図の下の赤い箇所該当しております。整備を進めるにあたり、保留地を売却して事業費に充てるというような流れでございます。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。市で許可した事業ということですが、今回のようにある程度進んでから総会の議案に載るのでしょうか。自分の地区でも公共工事がありましたが、農業委員会に事前の周知はないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

土地区画整理事業は、市で事業認可した時点で許可となります。始まったのが令和3年からで、農業委員会事務局としては、事業区域が転用許可できるところなのかについて回答しております。総会における事業着手の報告の有無は私も定かではございませんが、本来であれば報告はあるべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

補足させていただきます。今回、都市計画区域内の用途指定されている地域での土地区画整理事業ということですが、農業者が携わる区画整理としては圃場整備だと思いますが、仮に圃場整備を立ち上げるとした場合、農業委員会での審議は経ず、国や県の認可を受けて事業が始まります。今回の区画整理事業につきましては、市の認可を受けて事業が始まっております。農地が一気に宅地になるというわけではなく、土地の区画変更の事業となりますので、道路や公園、公共施設については転用許可は不要となり、農地を宅地として売買する場合は転用許可が必要となります。今回は土地の区画変更を行い、保留地として見出した部分を

事業費に捻出するために転用するということでの申請になります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。

14番（佐々木俊通委員）

はい。ありがとうございます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。関連で番号20番についてですが，4条申請ですので自己転用になるのかと思いますが，何に使用するのかお分かりになりますか。もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

位置図の3ページの斜線部分が全て保留地となっております。今回は保留地として転用する部分だけが，4条申請としてあがってきております。資料A3の表の2ページ目の下にそれぞれの面積の記載がございますが，保留地の合計面積は，河川や公衆用道路を合わせて1万5178平方メートルになります。このうち農地として農業委員会にあがってくるのは，利用面積の1万4844平方メートルでございます。転用後，事業資金に充てるため売却することになる土地ですが，その先の用途についてはわかりません。

議長（佐々木政直会長）

8番委員，よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第58号番号19番，20番の2案件について意見相

当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号18番の1案件については、申請者から会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第58号番号19番、20番の2案件について意見相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号18番の1案件については、申請者から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号219番から228番までの10案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号219番を17番委員、報告をお願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号219番を報告します。転用目的は、従業員駐車場10台分として利用するものです。申請地周辺の状況は堤防に接した水田で、東が宅地、その他三方が田でございました。申請地の管理状況は雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、既存施設の拡張であるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は集水枡を設置し、既存の水路に流すことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号220番を20番委員，報告をお願いします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号220番を報告します。転用目的は，資材置場，作業通路等として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側が水路を挟み道路，西側が山林，南側が畑，北側が宅地でございました。申請地の管理状況は，畑として利用されていた跡があり，現在は除草管理されておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号221番，222番を23番委員，報告をお願いします。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号221番を報告します。転用目的は，居宅1棟，駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，北側が畑，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，きれいに除草管理されておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は集水枡から南側のU字溝へ流し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号222番を報告します。転用目的は，居宅1棟，駐車場4台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と西側が宅地，南側と北側が畑でございました。申請地の管理状況は，きれいに除草管理されておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，北側の境目にはコンクリートブロックを設置し，雨水は集水枡から南側のU字溝へ流し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見て

まいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号223番から225番までを22番委員，報告をお願いします。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号223番を報告します。転用目的は，居宅1棟，駐車場5台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれた農地で，南側が市道，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂している状態でした。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は南側のU字溝に流し，生活排水は浄化槽を設置します。土砂の流出は，周辺に農地がないため問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号224番を報告します。転用目的は，宅地分譲6区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，住宅地に一部農地が存在する土地で，東側が田，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，北側の92番地は作付けがあり，南側の103番地は雑草が繁茂している状態でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は北側のU字溝に流し，土砂の流出は東側の農地に対しL型擁壁を設置することで，問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号225番を報告します。転用目的は，宅地分譲4区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地と農地に囲まれた農地で，東側と西側が田，南側と北側が宅地でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は東側，南側，北側のU字溝へ流し，土砂の流出は東側の農地に対し擁壁を設置し，西側の農地に対しては法面処理をすることで問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号226番，227番，228番を1番委員，報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1 番です。番号 226 番，227 番を併せて報告いたします。転用目的は，宅地分譲 8 区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，市道の東側に位置した農地で，東側が宅地，西側と南側が市道，北側が田と雑種地でした。申請地の管理状況は，除草管理され良好と見てまいりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は申請地の周囲を擁壁で囲み，位置指定道路に U 字溝を設置し，既存の水路に排水するとのことで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号 228 番を報告します。転用目的は，太陽光発電パネル 68 枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，市道の南側に位置している畑で，西側と北側が市道，東側と南側が宅地でした。申請地の管理状況は，除草管理され良好と見てまいりました。農地区分は，中山間地域等に存在する 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透で処理し，近隣に農地がないため問題ないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第 59 号番号 219 番から 228 番までの 10 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 59 号番号 219 番から 228 番までの 10 案件について意見相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 59 号番号 219 番から 228 番までの 10 案件について意見相当と認め，県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 60 号農地転用事業計画変更承認申請について，番号 12 番から 21 番ま

での10か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第60号番号12番から21番までの10か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第60号番号12番から21番までの10か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第60号番号12番から21番までの10か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号725番から733番までの9か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第61号番号725番から733番までの9か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第61号番号725番から733番までの9か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第61号番号725番から733番までの9か件について承認し、

市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 62 号非農地証明願について、番号 10 番の 1 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号10番を17番委員，報告をお願ひします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号10番を報告いたします。申請地の状況は，昭和47年頃より現在の利用者が自宅敷地として利用し，現在に至っております。20年以上経過していることの証明となるものですが，資産所有証明書により昭和47年建築と確認いたしました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第62号番号10番の1案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 62 号番号 10 番の 1 案件について，了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 62 号番号 10 番の 1 案件について，農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第63号空き家に付属した農地の別段の面積及び区域の指定解除について、番号3番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第63号番号3番の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第63号番号3番の1か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第63号番号3番の1か件について承認いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第64号大崎市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第64号について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第64号について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第64号について承認いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。農政の報告（1）営農支援に関する要望について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[報告事項]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。5番委員。

5番（齋藤真理子委員）

[関連の報告あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）営農支援に関する要望については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員から報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（平山泰揮主事）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局、委員から報告並びに連絡事項はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜りまして、厚く御礼申し上げます。これで議長の座を降りさせていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和4年度第10回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時45分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年1月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 横 山 藏 人

委 員 渋 谷 裕 子